日調連発第１３４号
令和８年８月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

狭あい道路解消シンポジウムの開催について（お知らせ）

標記シンポジウムを下記のとおり開催しますので、この旨お知らせします。

なお、同シンポジウムは、狭あい道路解消への道筋をつけることを目的に、この問題への取組に関心を持っていただきたい議員及び行政の担当者を主な対象とした形での開催を考えております。

本年はDVDの作成及び各土地家屋調査士会への送付は行いませんので、ご了承願います。

記

１　名　称　狭あい道路解消シンポジウム　～広がる道路　広がる安心～

２　開催日　令和８年１０月１６日（金）　午後１時　～　同５時

３　場　所　松山市民会館　中ホール
愛媛県松山市堀之内５番地

４　目　的　総務省による平成30年度の調査では、我が国の住宅総数6,240万戸のうち、実に31％が幅員4メートル未満の狭あい道路に接続している実情が報告されています。
この狭あい道路は、大規模な震災によって発生する火災等において緊急車両や介護車両の進入を妨げ、火災の延焼を防ぐことができない要因と言われるほど国民生活の安心・安全を脅かす存在であり、狭あい道路解消は、防災・減災、国民生活の安心・安全の観点から喫緊の課題と考えます。しかし、狭あい道路解消に先進的に取り組んでいる地方自治体においても、現在の実施状況では解消までに100年以上の

歳月を要するとしています。

このような現状を解消するために日本土地家屋調査士会連合会は、全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等と共に狭あい道路の解消に向けたシンポジウムを開催し、狭あい道路解消の必要性を訴え解消までの道筋を示したいと考えています。

5　主催者　主催　日本土地家屋調査士会連合会

共催　全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会、愛媛県土地家屋調査士会、愛媛県土地家屋調査士政治連盟、公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

6　後　援　総務省、法務省、国土交通省、愛媛県、松山市

7　対象者

国会議員、県議会議員、市町議会議員、各地方自治体の長及び狭あい道路整備事業を担当する地方自治体職員等

8　申込みについて

聴講及び懇親会の参加を希望される場合は、事前登録制となっておりますのでご留意願います（別紙１及び別紙２を参照）。

なお、国会議員、県議会議員、市町議会議員、各地方自治体の長及び狭あい道路整備事業を担当する地方自治体職員の参加を優先するため、土地家屋調査士会員の申込みについては、本年９月 17 日（木）までといたします。

また、各土地家屋調査士会において取りまとめて申し込む際には、別紙３の様式をもって愛媛県土地家屋調査士会へ回報されますようお願いします。



広がる道路、広がる安心。

狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛

狭あい道路とは、4m未満の狭い道路

日 時

令和8年 **10月16日(金)** 13:00～17:00

会 場

松山市民会館 中ホール

愛媛県松山市堀之内5番地

参加対象

各自治体の首長および職員の皆様
国会議員・県議会議員・市町村議会議員の皆様
※一般の方を含め、どなたでもご参加いただけます。

参加費

無料（※要事前申込）
※お申し込み方法は、裏面へ

主 催：日本土地家屋調査士会連合会

共　催：全国土地家屋調査士政治連盟
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
日本土地家屋調査士会連合会四国ブロック協議会
四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
愛媛県土地家屋調査士会
愛媛県土地家屋調査士政治連盟
公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

後　援：総務省、法務省、国土交通省、愛媛県、松山市

狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛

Symposium on Resolving Narrow Roads

「狭あい道路」と私たちの取り組み

「狭あい道路」とは

建築基準法では、建物の敷地は原則として「幅員4m以上の道路に2m以上接する」よう求められています。しかし、基準時以前から建物が立ち並んでいた幅員1.8m以上4m未満の道路で、行政が指定したものは救済措置として認められており、これらを「狭あい道路（みなし道路）」と呼びます。こうした道路は防災・減災の観点から、その解消が急務となっています。

土地家屋調査士とは

土地の筆界を明らかにする業務や、表示に関する登記の専門家です。不動産に関する権利の明確化に寄与し、狭あい道路を解消するための「土地を分割する登記」などを行う唯一の国家資格者として、インフラ整備や防災・減災に貢献しています。

プログラム

第１部 基調講演　13:30〜14:30（60分）

「狭あい道路解消に向けた取組み」

講師：国土交通省住宅局市街地建築課 課長　松井 康治 氏

第２部 行政報告　14:40〜15:15（35分）

「松山市における狭あい道路拡幅整備事業について」

講師：松山市開発建築部建築指導課 課長　和田 隆志 氏

第３部 リレートーク　15:25〜16:25（60分）

「狭あい道路解消へ、現場からの声 ―“お互い様”から始まる道づくり―」

コーディネーター　愛媛県土地家屋調査士会 副会長　山内 長生

パネリスト　松山市都市整備部道路河川管理課 課長　遠藤 敬二郎 氏
松山市開発建築部住宅課 課長　永井 信二 氏
愛媛大学地域レジリエンス学環 准教授　芝 大輔 氏
愛媛県社会福祉士会 理事　宇都宮 理子 氏
公益社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長　末光 悦志

第４部 基調講演　16:35〜16:55（20分）

「まちづくりにはたす土地家屋調査士の役割」

講師：衆議院議員　塩崎 彰久 氏





◎ 松山空港から車で20分
◎ JR松山駅から徒歩18分

お問い合わせ

愛媛県土地家屋調査士会

089-943-6769

お申し込みはいずれかの方法でお願いします。

FAX　●下記にご記入の上、この用紙をFAXしてください。
089-943-6779

WEB　●こちらのQRコードから、お申し込みいただけます。▶
https://forms.gle/x4qsPjnS26HvJZrt7

●日本土地家屋調査士会連合会主催の「狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛」に申し込みます。

お名前	ふりがな
所属部署（役職名） ※一般参加記入不要。	
連絡先（TEL）	

※複数名での申し込みの場合は、複写して各個記入してください。またはwebからの申し込みをお願いします。

懇親会のご案内

「狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛」

「狭あい道路解消シンポジウム in 愛媛」の開催後、参加者相互の交流と親睦を深めることを目的として、懇親会を開催いたします。

講師、ご来賓をはじめ、関係機関・関係団体の皆様、シンポジウムにご参加いただいた皆様との交流と親睦を深める貴重な機会となりますので、ぜひご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

日　時	令和 8 年 10 月 16 日（金）18 時 00 分～20 時 00 分 （受付開始　17 時 30 分）
会　場	ANA クラウンプラザホテル松山 南館 2 階「サファイアルーム」
会　費	8,000 円 （当日、受付にてお支払いください。）
申込方法	シンポジウム参加申込とあわせてお申し込みください。 ※ 懇親会へのご参加は、事前にお申し込みいただいた方に限らせていただきます。
お願い	お申し込み後に参加できなくなった場合は、お早めに事務局までご連絡ください。 なお、前日以降のキャンセルにつきましては、キャンセル料（会費相当額）が発生しますので、あらかじめご了承ください。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

愛媛県土地家屋調査士会